

サービス提供契約書

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅

名称	こもれび篠崎
所在地	東京都江戸川区篠崎町 2-24-13
住戸番号	号室

(2) 契約期間

始期	平成 年 月 日から	年 カ月間
終期	平成 年 月 日	

(3) 入居日

平成 年 月 日

(4) 基礎サービス提供料

基礎サービス提供料	料金の支払方法	月払い方式		
		月払い額	支払期限	当月分を当月 5日まで
	振込 持参 口座振替	1人入居 12,500円 2人入居 18,500円		
その他		振込先金融機関： 預金種別： 口座番号： 口座名義人： 選択サービスを希望される場合は上記料金の他、別表2に掲げる料金が発生します。		

(5) 賃貸住宅の貸主及び管理者

貸主	住所 東京都江戸川区上篠崎 1-9-20 氏名 石井 新十郎
管理者 (社名・代表者)	住所 東京都江戸川区篠崎町 7-25-8 氏名 有限会社 シャトレーハウス 代表取締役 石井 一男

(6) 借主及び同居人

		同居人
氏名		合計 人
緊急時の連絡先	住所 〒 別紙登録票の通り 氏名 電話番号 ()	借主との関係

特定非営利活動法人いちごの会（以下「甲」という）と、借主（以下「乙」という）とは、賃貸借（高齢者向け優良賃貸住宅）の目的である建物「頭書（1）」（以下「本物件」という）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 この契約は、甲が乙に対し、乙が安全かつ安心して生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、甲が行うことになるサービスの提供等に関し、甲乙間にその運営に係る基本的事項について約定することを目的とします。

（乙の連帯責任）

第2条 乙又は同居人がいる場合、この契約に基づく債務について、連帯して履行の責任を負うものとします。

（契約期間等）

第3条 この契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとします。また、甲乙のいずれかからこの契約を終了する旨の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から1年間同一条件にて契約更新され、以後も同様とします。ただし、第11条及び第12条に規定する解除又は第13条に規定する終了となった場合、本物件の賃貸借契約が終了した場合は、当然契約は終了するものとします。

（契約の継続等）

第4条 乙が追加入居を申し出た場合、乙は甲に対し必要な届出をするものとし、甲はこれを承認した場合は、その追加入居者を乙のもう1名として、この契約は継続するものとします。

2 乙が2名であり、そのうちの1名が退去を申し出たか、又は死亡した場合、もう1名の乙が甲に対して必要な届出並びに承認を得ることにより、引き続きこの契約は継続するものとします。

（甲のサービス提供内容）

第5条 甲は、乙に対し、別表1及び別表2に掲げるサービスを提供するものとします。

- 一 基礎サービス（入居者の方全てが対象）
- 二 選択サービス（希望する場合は対象）

（第三者の再委託）

第6条 甲は第5条の業務の一部を第三者に委託することができます。その場合においても、委託した業務の適正な処理について、甲は乙に対し責任を負うものとします。

（費用の負担）

第7条 乙は、頭書（4）の記載に従い、基礎サービス提供料（以下、「サービス費」という。）を甲に支払うものとします。但し金融機関が休業日の場合は翌営業日までに支払うものとします。

2 1か月に満たない期間のサービス費は、1か月を30日として日割計算した額とします。

（費用の改定）

第8条 甲は、本物件が所在する地域に係る消費者物価指数等を勘案し、サービス費を改定することができるものとします。

《基礎サービス内容の一覧》

別表 1

1. 緊急時の対応サービス

項 目	内 容	料 金
緊急時対応サービス	① 浴室、トイレ、寝室に設置したボタンを押すことにより、管理人（ヘルパー資格を有する管理スタッフ・以下管理人と呼ぶ）の勤務時間帯（月～金曜 10:00～17:00）は原則管理人が一時的対応を行います。（土日祝祭日を除く） ② 上記以外の時間帯及び管理人が対応できない場合は、甲指定サービス提供会社が委託する【ホームネット㈱】が一時的対応を行います。	サービス費に含まれる。

2. 安否確認サービス

項 目	内 容	料 金
安否確認サービス	平日の昼間においては管理人による声掛けの安否確認を行う。平日の夜間および土日祝日は住戸内に設置した生活リズムセンサー（水センサー）による安否確認を行い、異常を感知すると、緊急時対応サービスと同様の一時的対応を行います。 （緊急時対応サービスを甲指定サービス提供会社が委託する【ホームネット㈱】により提供します。）	サービス費に含まれる。

3. フロントサービス

項 目	内 容	料 金
来訪者の受付	入居者に対する来訪者の受付を行います。	サービス費に含まれる。
各種サービスの受付・手配	生活相談サービス、健康相談サービス及びアクティビティサービスの受付及び手配を行います。	サービス費に含まれる。
伝言・代理受理	① 入居者が不在の時に来訪者があった場合の伝言を受けます。 ② 宅配物の小荷物及び書留、速達等は入居者が直接受取るものとします。 但し、入居者が不在の場合は、代理受理します。	サービス費に含まれる。
選択サービスの取次ぎ	選択サービスを提供する事業者への取次ぎを行います。	サービス費に含まれる。

4. 生活相談サービス

項 目	内 容	料 金
生活相談	① 日常生活における悩み事、心配事等について、相談できます。 ② 選択サービス等の利用に関する相談ができます。（NPO法人「いちごの会」により提供します。）	サービス費に含まれる。

5. 健康相談サービス

項 目	内 容	料 金
健康相談	フリーダイヤル回線利用（各住戸に設置した緊急通報装置の「相談ボタン」を押して頂くことで利用可）により、各種健康に関わる心配事、悩み事に看護婦・医師等の専門のカウンセラーが対応します。 （甲指定サービス提供会社が委託する【ホームネット㈱】より提供します。）	サービス費に含まれる。

6. アクティビティサービス

項 目	内 容	料 金
アクティビティサービス	健康増進、趣味、リクリエーション活動等の各種イベント情報の提供や実施についての協力を行います。 （NPO法人「いちごの会」により提供します。）	サービス費に含まれる。 （但し、参加される為に掛かる費用は、各自ご負担頂きます。）

*緊急通報安否確認システムにかかる通話料金は、乙の負担とする。

別表2

《選択サービスの内容及び利用料金一覧》

項目	内容	料金
配食サービス	希望する場合には、地域事業者等をご紹介致します。 (昼食・夕食) (別途契約要)	概ね500~1000円程度 事業者により異なります。
家事援助サービス (介護保険対象外)	希望する場合には、地域事業者等をご紹介致します。 (別途契約要) 提供事業者：地域事業者	事業主により料金が 異なります。
介護保険サービス	要支援要介護の認定をお持ちの方は、ケアプランに 基づいて介護保険の各種サービスを利用することが できます。(別途契約要) 提供事業者：NPO法人「いちごの会」 地域の介護保険サービス提供事業者	利用された額

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙は、各1通を保有します。

平成 年 月 日	
甲	住所 東京都東久留米市滝山 5-22-15 氏名 特定非営利活動法人 いちごの会 代表 高沼 恵子
乙	住所 氏名 ㊟
乙の身元引受人	住所 氏名 ㊟